

令和7年第10回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和7年10月21日（火）午前9時30分
2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2・3
3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
4 出席した農業委員 19名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 0名

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	主事	渡部 由華子
主事	三崎 由香里				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

技査	関本 悠太				
----	-------	--	--	--	--

議長（会長）	<p>只今より、会津若松市農業委員会 令和7年第10回総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席の農業委員は19名であります。定足数に達しております。</p> <p>また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、本日の会議日程について申し上げます。</p> <p>日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。</p> <p>農業委員1番・長谷川 泰道委員、同じく2番・大竹 吉弘委員、以上2名の方をご指名申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>（※ 議事参与の制限により退席）</p> <p>農地利用最適化推進委員 渡部 裕末 委員 退席</p>
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	<p>総会資料の2ページをお開きください。</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。</p> <p>この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。</p>
（農業委員6番） 大島 光信 委員	<p>農業委員6番大島より、議案第38号の1番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番は農業を営む法人への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、1番の案件につきましては条件付き許可として欄外の米印のとおり、許可に際し条件を付すものであります。</p> <p>なお、現地調査は、10月15日午前10時から、南四合・町北班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、神指班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員3番） 古川 正俊 委員	<p>農業委員3番古川より、議案第38号の2番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>2番の案件は農業者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>現地調査は、10月13日午前9時から、神指班委員2名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、川南班担当委員より3番について報告願います。
（農業委員9番）	農業委員9番多田より、議案第38号の3番について報告いたします。

多田 善信 委員	申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番の案件は親族間での使用貸借について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月15日午後2時から、川南班委員1名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、館ノ内班担当委員より4番について報告願います。
（農業委員15番） 星 俊典 委員	農業委員15番星より、議案第38号の4番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4番の案件は農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月15日午後2時から、館ノ内班委員1名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なし の声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 (退席した委員が入室)
議長（会長）	次に、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の11ページをお開きください。 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、川南班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員9番） 多田 善信 委員	農業委員9番多田より、議案第39号の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、土壤改良に伴う砂利採取として一時転用するものです。 農地区分は農用地区域内農地でありますが、申請事業である「土壤改良に伴う砂利採取」は、一時転用事業に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、10月17日午前11時00分から、農地部3名、川南班委員2名、事務局2名の計7名で実施した経過にあり、都市計画法は手続き不要、農振法・土地改良区は同意済みで、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告を求めます。

(農地部長) 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ、何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	川南班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 (なし の声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第40号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の13ページをお開きください。 議案第40号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について であります ますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と規定されており、令和7年10月3日付け、7農政第932号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部の詳細説明を求めます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第40号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 10月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が1件となり、対象となる地域計画のエリアは川南地区です。 14ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。 件数につきましては、川南地区1件になります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政部の説明が終わりました。 それでは、川南班において事前の確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合にはご報告をお願いします。 (なし の声あり)
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 (なし の声あり)
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第40号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について は、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第40号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見につ

	<p>いて は、異議のない旨を回答することといたします。</p> <p>次に、議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の15ページをお開きください。</p> <p>議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について あります。</p> <p>この案件は、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための証明願を受理したことから、同法施行令第40条の7第1項及び第2項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に提出案件について、南四合・町北班担当委員の調査報告を求めます。</p>
（農業委員6番） 大島 光信 委員	<p>農業委員6番大島より、議案第41号について、ご報告いたします。</p> <p>この案件は、農地に係る相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする被相続人、農業相続人がその適格者であることを証明しようとするもので、詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>調査は、10月15日午前9時より、南四合・町北班担当委員3名が証明願の記載内容について確認するとともに、特例の適用を受ける農地を調査した結果、要件を満たしていることを確認したのでご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>南四合・町北班担当委員の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について は、南四合・町北班担当委員の調査報告のとおり、特例を受けるための諸要件を満たしていることから、申請者を適格者と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第41号については、適格者証明書を交付することと決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、</p> <p>報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、</p> <p>報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の不受理について、</p> <p>報告第38号 農地の地目登記に係る照会への対応について、</p> <p>報告第39号 各種証明に係る交付事務について、</p> <p>報告第40号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用届出の受理について、</p> <p>報告第41号 農地転用に関する工事完了報告について、</p> <p>報告第42号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の取消しについて、事務局から報告願います。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の16ページをお開きください。</p> <p>報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、ご報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>これらの15案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。</p>

	<p>次に、総会資料の 19 ページをお開きください。</p> <p>報告第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。</p> <p>なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。</p> <p>次に、総会資料の 21 ページをお開きください。</p> <p>報告第 37 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の不受理について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、不受理相当と認められたことから、届出人に対し不受理について通知したものです。</p> <p>次に、総会資料の 22 ページをお開きください。</p> <p>報告第 38 号 農地の地目変更に係る照会への対応について 報告いたします。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、「現況地目が非農地」であると確認できたことから、法務局へ回答書を送付したものです。</p> <p>次に、総会資料の 23 ページをお開きください。</p> <p>報告第 39 号、各種証明に係る交付事務についてであります。</p> <p>詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付しました。</p> <p>以上、報告第 35 号から第 39 号については、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。</p> <p>次に、総会資料の 24 ページをお開きください。</p> <p>報告第 40 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出の受理について ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、報告するものであります。</p> <p>次に、総会資料の 25 ページをお開きください。</p> <p>報告第 41 号 農地転用に関する工事完了報告について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第 4 条第 7 項及び第 5 条第 3 項の規定により提出された農地転用に係る工事完了報告書を受理したことから、報告するものであります。</p> <p>次に、総会資料の 26 ページをお開きください。</p> <p>報告第 42 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出受理の取消しについて、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、取消願出書を受理したことから、報告するものであります。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>報告第 35 号から 42 号については、報告のとおりご了承願います。</p> <p>以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午前 9 時 55 分閉会を宣言する)</p>
議長（会長）	

この議事録は、事実に相違ないことを認め、署名する。

令和7年10月22日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員1番 長谷川 泰 道

農業委員2番 大 竹 吉 弘